

令和7年度 事業計画

（事業概要）

古賀市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、設立38年目に入り、会員の皆様と役職員によりシルバー人材センター事業の基本理念に基づく不断の努力と行政、企業、市民の方々のご理解、ご支援により事業を展開して参りました。近年、少子高齢社会の中で、高齢者の活躍を推進する重要性が一層高まっております。

また、令和5年10月からのインボイス制度の導入に加え、令和6年11月1日施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆるフリーランス法）の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された基本方針に沿って契約方法の見直しを行い、発注者及び会員の理解を得たうえで、令和7年度から包括的契約への移行を開始します。

このような現状を踏まえ、センター事業を更に発展させるには、あらゆる広報誌の活用はもとより、センター独自のイベント等による出張入会説明会等の開催などによる会員数の拡大を図ると共に、安全就業の認識をもって高齢者が自ら培った知識や経験を生かせる就業機会の確保。併せて、80、90歳代の人が取り組める平易な業務の準備を進めます。それから利便性の向上と効率化を図るため、デジタル化の推進にも努めていく必要があります。

本年度におきましても、会員・役職員が一体となって、より一層健全な事業運営に努め地域の皆様に親しまれるセンターを目指して事業を推進して参ります。

（基本方針）

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施します。また、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努めます。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保、提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

1. 就業開拓提供等事業

（1）受託事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を家庭、民間事業所、及び公共団体等から有償で引き受け、これを会員に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（配分金）を支払うものです。センターは発注者に対して適切に仕事を完成させる業務、又は、「シルバー人材センター利用規約」等に基づき、包括的契約という形式により、発注者から有償で引き受けた仕事を完成させる義務を負う会員の選定等の業務を行います。また、介護予防・日常生活支援総合事業（古賀市委託訪問型基準緩和サービス事業）の担い手として事業展開に努めます。そのため、業務の効率化を進める上で、職員及び会員のデジタル活用の推進に取り組みます。

（2）独自事業

高齢者の就業機会を確保するため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期

的な就業又はその他の軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と活性化を図ります。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

福岡県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の職業紹介の事務所として、センター事務所内に古賀市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供及び相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

2. 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に古賀市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展、拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言調査研究等（公益目的事業）

1. 普及啓発事業

- (1) シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、一般市民、事業所に対し、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業に対しての意識啓発を行います。
- (2) ボランティア活動を希望する高齢者を対象に行う社会参加活動を一般市民と連携して実施します。

2. 安全・適正就業推進事業

- (1) 安全は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加をする上で最も重要な課題であり、「安全は全てに優先する」の理念の下、高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。また、安全パトロールを継続的に実施するとともに、今年度も安全大会を開催します。
- (2) シルバー事業における就業内容は、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」が事業運営の基本であり、高齢者にふさわしい就業機会の提供を念頭に、より慎重に関係法令の遵守と実効ある適正就業対策の推進に努めます。

3. 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等に対応します。また、入会を希望する高齢者を対象とした説明会を開催します。

4. 研修・講習事業

- (1) 高齢者に適した臨時的かつ短期的な就業機会又はその他の軽易な業務に係る就業に適した仕事が存在していても、それを行うために必要な能力が高齢者の有する知識、技能、経験によりカバーされないものであった場合、実際には就業に

は結びつきません。このため、センター独自の研修会や講習会を開催し、就業上必要な技能、知識を付与することにより、多様な就業機会の確保と提供を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力ある地域づくりに寄与します。

(2) 健康維持や介護予防のため、研修等を通じて高齢者の交流の場を提供します。

(実施計画)

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

1. 就業開拓提供等事業

(1) 受託事業

センターにおける各種職群の就業内容は、地域社会に密着し、高齢者や共働き家庭等の生活の手助けとなり、市民生活にかかわりの深い仕事です。その働き方は、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であり、雇用によらない臨時的なもので、概ね月10日以内または週20時間以内の就業です。

就業の提供に当たっては、地域から発注された就業の情報を可能な限り高齢者に周知し、その上で的確に高齢者への就業機会を提供するなど、高齢者の希望、能力等に応じて公平に就業機会の提供を行うとともに、出来るだけ多くの高齢者が就業機会を得られるようローテーション就業等を進め、就業機会が分かち合えるよう適切に配慮していきます。それから、令和3年度から実施した、就業開拓創出委員会委員による未就業企業等へ訪問し、新規就業創出を継続して実施します。また、フリーランス法に基づく契約方法の見直し等の内容について、民間企業等の発注者の理解を得るよう丁寧な説明対応を行います。

① 令和7年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
230 人	17,900 人日	78.0%	132,143 千円

② 主な就業分野

- ・ 公共施設の管理
- ・ 公共施設の剪定、草刈、除草
- ・ 企業等の剪定、草刈、除草、清掃
- ・ 個人宅の剪定、草刈、除草
- ・ 襖・障子・網戸の張替え
- ・ 農家や個人宅の農作業
- ・ 個人宅の福祉・家事援助、空き家・空き地の安心サポート
- ・ 高齢者宅等への外出・生活支援
- ・ 古賀市委託訪問型基準緩和サービス

(2) 独自事業

高齢者の知識・経験・能力を活かし、地域社会へ多種多様なサービスを提供するため、独自の創意と工夫により次の事業を企画し、実施します。

① 実施事業

刃物研ぎ、シルバー農園、ワンコインサービス、パソコン教室、ハンドメイド

教室、着物等リメイク事業、布ぞうり教室、壺やきいも事業、訪問理・美容サービス事業を実施します。

② 令和7年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
38 人	400 人日	100.0%	1,313 千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において就職を斡旋します。また、求人・求職の取り扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情報の収集、情報交換を行います。

2. 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において、労働者派遣事業を推進し、高齢者の就業機会を拡充・提供します。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について臨時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとします。

① 古賀市事務所 令和7年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	契約金額
40 人	3,100 人日	100.0%	14,000 千円

② 主な就業分野

- ・ 公共施設（小中学校の環境整備）
- ・ 市内の民間事業所、個人事業者での軽作業、清掃及び調理補助

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等

1. 普及啓発事業

(1) 広報活動

- ① 一般市民、企業へセンター事業の周知の徹底を図り、高齢者の入会促進や就業機会の確保を図るため、ホームページや古賀市の広報誌、センター広報誌による啓発、特に女性会員の拡大を図るため、具体的な就業内容を提示
- ② 古賀市が主催する「健康福祉まつり」、地域で実施される「菜の花まつり」への参加による市民への周知・広報や、センター主催の「シルバーフェスタ」開催により着物等リメイクの作品の展示・販売を核とした入会説明会、刃物研ぎ、農産物の販売、焼き芋、黒砂糖の実演販売、草刈・剪定・除草作業後の景観パネル展示などによるセンター事業啓発の場の開催を継続
- ③ 10月の啓発強調月間中に、地域毎にリーフレット配布や事業所訪問の実施

(2) 社会参加活動

- ① 市役所周辺等の清掃や幹線道路の歩道の清掃を実施
- ② 地域の団体が主催するボランティア活動に積極的に参加の推進

(3) 地域交流活動

- ① 会員が所属する地元地域毎の清掃作業等への積極的な参加

2. 安全・適正就業推進事業

(1) 安全就業対策

- ① 安全大会の開催
- ② 安全就業だより等パンフレットを利用した啓発活動
- ③ 市所管課との連携により会員の健康づくり講習や健康診断受診の推進
- ④ 就業現場への安全パトロールの実施
- ⑤ 危険作業の禁止

(2) 適正就業の徹底

- ① 適正就業基準の遵守と80歳到達就業会員の面談と平易な業務等の紹介
- ② 職業紹介、労働者派遣への切り替え
- ③ 適正就業の自主点検の実施（就業先の状況確認）

3. 相談事業

(1) 就業相談の実施

正会員及び地域の高齢者を対象に、随時、来訪や電話等により就業相談を行います。

(2) 入会説明会の開催

入会を希望する高齢者を対象に毎月2回（第2，4水曜日）開催すると共に、シルバーフェスタ等においてセンターの存在をアピールし、会員の拡大を図ります。その開催日時・場所等については、市の広報誌、センター広報誌、ホームページ、民間情報誌及びセンター掲示板等で周知します。また、令和2年度から立ち上げた正会員入会後の夫婦会員の配偶者の会費負担軽減制度や紹介会員に対する入会促進報奨制度を参加者へ説明し、会員の拡大を図ります。

4. 研修・講習事業

(1) 全会員を対象に、安全講習会等を実施し、会員の資質を高めます。

(2) 高齢者向けの調理・介護予防・清掃・草刈講習会及び除草講習会など各種講習会を実施するとともに、連合会主催の各種講習会へも積極的に参加し、就業へ向けての研修としても位置付けます。